

平成 2 8 年 第 1 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 8 年 1 月 1 5 日

武蔵村山市教育委員会

平成28年第1回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成28年1月15日(金)

開会 午前 9時31分

閉会 午前10時38分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博

教育総務課長 松下 君江 教育施設担当課長 比留間光夫

指導・教育センター担当課長 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 西原 英治

指導主事 村上 正昭

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第1号 武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 協議事項（1） 平成28年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）について
（2） 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画（案）について
- 6 その他

◎開会の辞

○持田教育長 本日の会議に際し、3名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成28年第1回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、教育委員会教育長職務代理者の指名についてでございます。

内容につきましては、私から報告させていただきます。

それでは、教育委員会教育長職務代理者の指名について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について、私から土田委員を指名いたしましたので、御報告をいたします。

なお、教育長職務代理者としての任期は、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条により、1年と規定されておりますことから、今年度の残余期間であります平成28年1月1日から3月31日までとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで土田職務代理者から一言、御挨拶をお願いいたします。

○土田職務代理者 教育長職務代理を命じられた訳でございますが、経験豊かな各委員がおる中で、私のような者がその任に務むということ、非常に恐縮に存じております。教育長並びに代表教育委員、そして各教育委員の皆さんの御指導をいただきながら、そして事務局職員の皆さんにお力添えを賜りながら職務を全うしてまいりたい、このように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成27年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度教育関係表彰者等一覧について、御報告をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと存じます。

初めに、叙勲についてでございますが、元第九小学校長小安昭子氏が、高齢者叙勲として瑞宝双光章を受けられました。叙勲伝達式につきましては、2月8日に東京都庁にて行われる予定となっております。

次に、文部科学大臣優秀教職員表彰でございますが、第二小学校養護教諭の岩渕美香主幹教諭が、保健指導の充実に対して、次に小中一貫校大南学園第七小学校、押本絵里主幹教諭

が、社会科教育の推進に対して、次に第八小学校、嶺井勇哉主任教諭が、校務分掌（研究）の推進に対して、最後に雷塚小学校、野田喜嗣主幹教諭が、校務分掌（研究・行事）の推進に対して表彰されます。功績は、お手元の資料のとおりでございます。

なお、平成27年度文部科学大臣優秀教職員表彰の全体の表彰者数でございますが、小学校が307名、中学校が206名、小・中学校合わせまして513名となっております。

なお、表彰式は1月18日に行われる予定となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きますので、3点目でございます。

平成28年成人式の開催結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 平成28年成人式の開催結果について、報告させていただきます。

資料2を御覧いただきたいと存じます。

平成28年成人式は、1月11日月曜日、成人の日に、さくらホールの大ホールで実施いたしました。

対象者は、平成7年4月2日生まれから、平成8年4月1日生まれの方、746人ございました。

内容につきましては、午前11時からウインドアンサンブルによる音楽演奏のアトラクション、恩師からのビデオレターの後、式典を挙げていたしました。

記念品は、本市の伝統的工芸品、村山大島紬製の印鑑ケースを配布いたしました。

対象者746人に対しまして、501人の出席があり、率といたしましては67.2%の出席率でございました。

教育長及び教育委員の皆様には、主催者として御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 4点目のその他でございますが、私から2点、御報告させていただきます。

1点目は、東京都教育委員会教育長の学校訪問について。2点目は、第五中学校区小中一貫校を考える会から、施設分離型小中一貫校についてお願いの要望事項について、御報告させていただきます。

内容につきましては、1点目は学校教育担当部長から、2点目は私から報告させていただきます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、東京都教育委員会の中井敬三教育長の本市への学校視察について御説明をいたします。

東京都教育委員会、中井教育長が、1月21日木曜日、本市の小中一貫校村山学園に、学校視察のため、おいでになることになりました。当日は、東京都教育委員会の学力向上施策の一つであります東京ベーシックドリルの活用状況や、習熟度別少人数指導の様子等を視察され、管理職や教員と懇談される予定となっております。また、校長からは、村山学園の特色ある教育活動について御説明申し上げるとともに、本市が先進的に取り組んでおります学校事務の共同実施について、共同事務室等を御覧いただきながら、御説明申し上げる予定であります。

随行として、指導部の伊東指導部長、川越義務教育指導課長、総務部の荒川教育政策担当課長等、6名の方がおいでになり、同様に本市の取組について御覧いただく予定でございます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、2点目でございます。

平成27年12月14日付にて、五中校区小中一貫校を考える会、小峯克彦会長から、施設分離型小中一貫校についてお願いという要望事項をいただきました。

その趣旨は、五中校区が小中一貫校になるのですかという御質問でしたので、これまでも教育委員会では、現在、五中校区を小中一貫校とする計画はございませんという説明をしております。改めて、1月11日に会長以下、二十数名お集まりの会で、私からお話をさせていただきました。

主な内容は、平成27年10月に武蔵村山市立小中一貫校検討委員会から出されました「武蔵村山市における小中一貫教育の在り方について」の中で、現在の施設一体型小中一貫校村山学園、施設隣接型小中一貫校大南学園に加え、第一中学校、第三中学校、第五中学校の3つの中学校区を基盤とした施設分離型の小中一貫校への期待が表明されたなどの内容から、当日配布されました考える会の資料にもありましたが、武蔵村山における小・中学校の在り方の今後の行政のビジョン、構想を具体的、五中校区を何年間でどうしようとしているのか等について、お聞かせいただきたいというものでございました。

私からは、教育委員会において、「現在、第五中学校を小中一貫校にする計画はございません」と明確にお伝えしましたところ、いろいろな御質問がありましたが、現在そういった計画はないということは、御理解いただけたものと思います。会長様からも、「分かりました」ということをごさいます。

なお、これまでに至る経緯についての御質問もございましたので、これまでの状況を把握、整理した後に、何らかの形で御報告したいと思います。

いずれにいたしましても、地域の方々の御意見もよくうかがいながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。

本木委員。

○**本木委員** 一番最後のその他の最後で、五中校区の問題なんですけど、地域の方も熱心にいろいろお考えをいただいていますので、どうか今後、いろいろ問題に対しましても、PTA、地域の方を、丁寧にいろいろ進めていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○**持田教育長** そのほか、いかがですか。

高橋代表教育委員。

○**高橋代表教育委員** 私も本木委員の意見にまさに同感でありまして、五中校区の皆さんというのは非常に良識のある方が多いわけでありまして、したがって、そこで十分説明し、理解を求めれば、小中一貫教育というのは時代の流れでありますから、いずれ御理解をいただけるのではないかなというふうに思いますので、事細かく、当該の校長先生も含めて、学校を含めて、PTA、地域の皆さんに十分な説明、理解を求めるように努力を一層重ねていただきたいなと、こういうふうに思います。

○**持田教育長** ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

土田教育長職務代理者。

○**土田職務代理者** 成人式のことについて、ちょっと触れさせていただきます。

500名の出席者をもちまして、大変厳粛のうちに、静かに式典が挙行されて、非常にうれしく思っております。この成人の節目の年に、若人は気持ちを新たにして参加をしてくださったというふうに考えております。

そんな中で、成人代表の司会者の方からの式の開始に伴うお願いごとというんでしょうか

ね、式次第にもありますように国歌斉唱、いわゆる君が代の斉唱です。伴奏に続いて御斉唱くださいと、このような御丁寧なお願いがございました。来賓の皆さんも御起立し、国旗、市旗に対して正対をしてくださった。成人者、参加者も御起立をし、その伴奏に続いての君が代斉唱が行われましたが、残念ながら一部の来賓の方は、国旗を見ることもなく、市旗を見ることなく、起立はしたものの君が代の斉唱はされませんでした。こういう姿を見た成人者、明日の日本を立って背負う皆さんが、どういう形でその姿を見ていたのでしょうか。

私は、小学校でも、中学校でも、卒業証書授与式、入学式の場面でも、そういったことがあったかというふうにかがっております。各学校では、式の前に来賓控室に入りまして、副校長の方から、間もなく式典が始まる。そして、その冒頭の国歌斉唱、君が代にも、皆さんの参加、御斉唱をお願いしている。こういうようなことがあって、その後、参加者はみんな、その司会者、式次第に沿って行動がされている。非常にいい光景を見てまいりました。

そこで、成人式といえども、その式典の前に、事務局が来賓控室に行きまして、丁寧に式の開始と流れについて、そして国歌斉唱、君が代の斉唱についての御協力を願う、そういったことをされたらどうだろうか。一方では、式次第等も配布されているようです。この紙1枚ぺらですけれども、成人者は村山大島紬の記念品をいただきますけれども、流れの中では資料として、一つのしおり、そういったものも手にしたら、また一層、意味が深いものではないかと思っております。そのしおりにしましても、市長のお祝いの言葉を載せたり、式次第を載せたり、そして最近では君が代の歌詞も忘れた方もおられるでしょう。君が代の歌詞も印刷した一つのしおりを配布されたらどうだろうか。それによって、一同が成人者のこの節目を、全員が気持ちよくお祝いをできる、そういった式典が挙行されるのではないかと、このように考えましたが、いかがでしょうか。教育長にちょっとお尋ねをいたします。

○持田教育長 本市の成人式は、今年は私も、これまでで一番、成人者の話を聞く態度といたしまししょうか、よかったのかなというふうに思います。それぞれ個性を着るもので主張していることは、これは十分、お一人お一人の考えなんです、そういった中でも来賓者の挨拶や成人者のいろいろな司会の流れをスムーズにできたなと思っております。

もう一点、進行上の課題として、国歌斉唱が位置付けられ、これまでそのことについての特段のいわゆる混乱とか、トラブルはございませんでしたが、今、土田教育長職務代理者がおっしゃったような、成人式を行っている、いわゆる通過儀礼としての成人式を行っている国は少ないそうですね。いろいろなそれぞれの国でやり方があるようですけれども、そういった意味では人生の節目としての成人式を、土田教育長職務代理者がおっしゃったような形

での内容も、これから検討していく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

その他、教育長報告に対する質疑がありましたらお受けいたします。

本木委員。

○**本木委員** 教育関係者表彰について、本市、小学校、4人の方が、先生が受賞いただいたということで、全国で307名の方の4人ということで、確率的には大変多いのではないかなと思わせてもらいました。やっぱり受けられるということは、日頃から先生方、努力をしていらっしゃるのかなと、そのように感じました。ほかの先生も、まだまだ対象の先生がいらっしゃると思うんですが、すばらしいことだなと、この場をおかりしまして感謝を申し上げたいとともに、今後とも児童・生徒のために努力をいただけたらと思います。

そういうことで、よろしく願いいたします。

○**持田教育長** ありがとうございます。

様々な表彰の制度がございますが、もちろん表彰をいただくために教育活動をしているわけではございませんが、結果として表彰いただけるということは、それなりの評価をしていただけたということで、私どもも大変喜んでおります。これは本人の努力はもとより、それぞれの学校での校長を初め管理職、それから職員の皆さんの全体的な取組が評価されていると、このように理解しているところでございます。

ちなみに、全国の数値が出ておりますが、東京都の数値はわかりますか、教育総務課長。

松下教育総務課長。

○**松下教育総務課長** 大変申し訳ございません。詳細な数値は手元にはございません。

○**持田教育長** では、後ほどよろしく申し上げます。

高橋代表教育委員。

○**高橋代表教育委員** 極めて表彰を受けたというのは、慶賀の至りでありますけれども、ただ望むことを1つ言えば、やはり校内だけではなくて市全体に関わるような、市全体に非常に成果を残すような、そういう方たち、必ずいるはずですから、そういう方たちにちょっとまた目を向けていただきたいな。これ見ますと、何か校内、要するに自分の校内研究でどうだとかというような部分になっておりますので、その点を要望しておきたいなと、こういうふうに思います。

○**持田教育長** ありがとうございます。

文部科学大臣表彰は、教員個人の表彰なので、内容的にはこういう内容も多いと思います

が、市全体ないしは学校全体では、都教委表彰で様々な団体表彰ですとか、それから学校表彰ですとかございます。ただいまの御意見、十分に受けとめて、いろいろな対応をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 これをもって、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第4、議案第1号 武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第1号 武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成28年1月15日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第1号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出をする必要があり、平成28年1月6日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第1号 武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出に係る臨時代理の承認について、内容につきまして御説明をさせていただきます。

このたびの条例等の廃止は、武蔵村山市立学校災害医療費貸付制度の廃止に伴い、武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例、武蔵村山市立学校災害医療費貸付基金条例及び武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例施行規則を廃止するものでございます。

この武蔵村山市立学校災害医療費貸付制度は、市立学校の管理下において生じた独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付としての医療費の支給が行われる児童又は生徒の保護者を対象に、児童・生徒の負傷又は疾病に係る医療費を無利子で貸し付け、当該保護者の負担軽減を図ることを目的に、昭和53年度に発足した制度でございます。医療費として貸し付ける額は、独立行政法人日本スポーツ振興センターから、医療費の支給として支払われる給付金の額を範囲としており、総額は市立学校災害医療費貸付基金条例に定める額、50万円を限度とするものでございます。

しかしながら、現在、学齢期の児童・生徒の医療費助成制度によりまして、世帯が一定の所得未満の場合には、医療費の自己負担額の軽減が図られていることから、平成2年度以降、貸付の実績はなく、災害医療費貸付制度を維持する意義が失われているため、平成27年度をもって廃止するものでございます。

そこで、市長部局所管の武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例、武蔵村山市立学校災害医療費貸付基金条例及び武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例施行規則の廃止の申出をする必要があり、会議を開催するいとまがないことから、平成28年1月6日付をもって臨時に代理いたしましたので、御承認くださるようお願いいたします。

なお、廃止案を添付いたしましたが、附則におきまして施行月日を平成28年4月1日としております。

また、今後、文書審査を受けることにより、修正を加えることはございますが、基本的な趣旨につきまして変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第1号 武蔵村山市立学校災害医療費貸付条例ほか1条例及び関係規則の廃止の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

◎日程第5 協議事項

○持田教育長 日程第5、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 特によろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、第1点目 平成28年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業(案)について、資料1の1、資料1の2、資料1の3、資料1の4及び第2点目 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)について、御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項の第1点目、平成28年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業(案)についての説明を求めます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成28年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業(案)につきまして、御説明を申し上げます。

協議事項資料の1の1を御覧ください。

教育委員会では、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育振興基本計画」で定めました「基本方針」に基づき、本市の特性を生かして、主要施策・主要事業を総合的に推進していくこととしております。

また、「武蔵村山市教育振興基本計画」の計画期間が平成28年度で満了することから、「第二次武蔵村山市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。平成28年度における基本方針に基づく各施策や事業につきましては、基本的には平成27年度の内容を踏まえて作成をしております。

それでは、協議事項資料1の2の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

協議事項資料の1の2を御覧ください。

まず、表につきましては、左側に平成28年度、右側に平成27年度の基本方針を記載しており、平成28年度の基本方針にある波線の下線及び見え消し線の部分に変更した箇所がございます。

それでは、内容につきまして、平成28年度に新たに規定したもの、また平成27年度からの大きな変更点について御説明いたします。

初めに、1ページ、御覧いただきたいと思いますが、本文では、「武蔵村山市教育振興基本計画」が平成28年度で計画期間が満了となることから、文言等を追加修正し、次期計画を策定し、さらなる教育施策の充実を図ることとしております。

基本方針1 生きる力を育む教育の推進でございます。

(1)につきましては、特に変更等はありません。引き続き人権教育の推進、「いじめ撲滅宣言」の趣旨等を踏まえた指導の徹底等を行っていくこととしております。

(2)でございますが、小学校においては「武蔵村山市立学校小学生のための礼儀・作法読本」の活用を追加し、児童・生徒が適切な礼儀・作法について理解することができるよう、意図的、計画的な指導を行うこととしております。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

(3)でございますが、道徳教育に関する記述は、「道徳の教科化へ向けて、」と文言を修正し、明記するとともに、武蔵村山市独自資料として、日本の先人資料を作成していくことを追加し、文言等の整理を行っております。

続きまして、(4)から(9)の①までにつきましては、特に変更はありません。

次の②の漢字検定に関する記述につきましては、実施する学年の見直しにより、一部文言を修正したものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

左側、平成28年度の基本方針1の(9)の③では、引き続き「特進講座」を全校で実施し、児童・生徒の学力の向上を図ることを追加しております。

続きまして、(10)では「授業改善推進プラン」について文言の修正をしたものでございます。

次に、(13)の①でございますが、オリンピック・パラリンピック教育の取組を位置付けることを追加し、体力向上の充実を図ることとしております。

次に、(16)では「学齢期 歯の健康づくり推進プラン」の策定を、平成28年3月に修正してございます。

次に、4ページを御覧ください。

(19)でございますが、新たに市内小学校の通学路に防犯カメラを設置し、安全確保の強化を図ることを追加してございます。

(20)以降は、番号の繰り下げを行っております。

(22)では、アメリカ合衆国ハワイ州教育局との交流を追加し、国際理解教育の充実を図ることとしてございます。

(23)では、文部科学省作成の教材及び補助教材名を追加し、修正してございます。

(26)では、「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定に合わせ、文言等の整理を行っております。

次に、5ページを御覧いただきたいと思っております。

(26)の①から③までは、一部文言の修正を行い、特別支援教育の推進等を行っていくこととしてございます。

④、⑤は「学校生活支援シート」に文言を修正し、整理を行ってございます。

次に、⑦では特別支援教室を新たに追加し、文言等の整理をしております。

次に、6ページを御覧いただきたいと思っております。

(29)では、小中一貫校大南学園の開校に伴い、文言等を整理し、より一層の小中一貫教育の充実を図ることとしております。

(30)につきましては、「「小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山」の開催を通して、小中一貫教育への取組について研究を深めるとともに、その成果を広く全国へ発信する。」と新たに追加したものでございます。

(33)では、部活動支援事業を追加し、部活動の一層の活性化を図ると修正し、文言等を整理したものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

基本方針2 学校・家庭・地域の連携強化でございます。

(5) では、「放課後子ども教室」の拡充を図り、あわせて放課後子ども総合プランに基づき、学童クラブとの一体型の運営に修正し、推進していくことといたします。

次に、8 ページを御覧ください。

基本方針 3、教育の質の向上と教育環境の整備でございます。

(7) でございますが、グリーン・サポーターについて文言を修正し、引き続き芝生を有効に活用した教育活動を推進するとしております。

(8) でございますが、中学校を対象とした太陽光パネルの設置について推進することに修正し、文言等を整理してございます。

右欄、平成27年度、(9) につきましては、平成27年度、第五中学校の武道場を整備し、全中学校の武道場整備が完了したこと等により、削除したものでございます。

次に、9 ページを御覧いただきたいと思っております。

左の欄、平成28年度、(9) でございますが、「武蔵村山市立学校 I C T 教育環境整備計画」が平成28年3月に策定されることから修正し、情報の共有化、校務の効率化等を図るため、また市立小中一貫校村山学園の校務支援システムの導入から5年が経過することから、武蔵村山市立学校 I C T 教育環境整備に基づき、小・中学校への校務支援システム導入に向けて、引き続き検討するとしていたしました。

(11) では、平成27年度から全小・中学校で学校事務の共同実施が行われているため、文言を修正し、引き続き校務改善を推進することとしてございます。

(12) につきましては、平成27年度から3学期制を実施していることから、文言等を整理しております。

(13) では、小学校給食については、新学校給食センターの整備には、なお一定の期間を要することが見込まれ、一方、中学校給食については、平成27年度に5年間にわたる委託契約を締結したことから、「小学校学校給食については、老朽化した武蔵村山市立学校給食センターに代わる新たな学校給食センターの整備までの間、必要な修繕等を行い、安定的な学校給食の提供に努めるとともに、新たな学校給食センターの整備の具体化と合わせ、小学校学校給食調理等業務の民間委託の実施について検討する。また、民設民営の委託方式により実施している中学校学校給食調理等業務については、引き続き業務の適正な運営を監理する。」に文言等の整理をいたしました。

次に、10 ページを御覧ください。

基本方針 4 自己実現を目指す生涯学習の推進でございます。

(1) では、「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」を平成28年3月に策定されることから、文言等を整理し、市民の生涯学習の支援の充実を図ってまいります。

(3) では、「第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画」が平成28年度で計画期間が満了となることから、全文を「第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画（平成24年3月策定）」の計画期間が平成28年度で満了することから、新たに「第三次武蔵村山市子供読書活動推進計画」を策定するとともに、「ブックスタート事業」、「おはなしの会」等の充実を図る。また、学校図書館との連携を強化し、団体貸出、読書相談及び資料相談等の読書活動に関する施策を推進するため、「武蔵村山市子供読書活動推進連絡会」を開催し、市民・学校・図書館の情報共有を図りながら、子供の読書環境の整備に努める。」といたしました。

(4) では、朗読会を新たに追加するため、文言等を整理し、全文を「市民の読書活動をより一層推進するため、市民ニーズに対応した図書及び視聴覚資料の収集に努める。また、図書館利用の促進を図るために、子供や保護者向けの推薦図書リストの作成、企画展示、朗読会等を開催し、読書についての興味を喚起する。」といたしました。

次に、右欄、平成27年度の(5)については、平成27年6月に図書館総合情報システムの機器のみ5年間リースで入替を行ったため、削除をいたしました。

次に、左欄、平成28年度の(5)につきましては、スポーツ推進計画の一部を改定することから追加し、文言等の整理をしております。

(6) では、施設予約システムは、導入から2年目となることから、文言等を修正し、利用促進を図ることといたしました。

次に、11ページを御覧ください。

基本方針4の(7)でございますが、平成27年度にスポーツ少年団を創設したことから、今後、充実を図るため、文言等を整理いたしました。

(10) につきましては、歴史民俗資料館分館が完成したことから、全文を「歴史民俗資料館本館とともに資料館分館を活用し、陸軍少年飛行兵学校関連の資料等を展示することによって、新たな武蔵村山市の歴史等の学習の場の提供を図る。」といたしました。

以上が、教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）でございます。

続きまして、平成28年度 武蔵村山市教育委員会の重点項目（案）につきまして、御説明を申し上げます。

協議事項資料の1の3を御覧ください。

重点項目につきましては、主要施策・主要事業等を推進するに当たり、重要なポイントと

なるものでございます。

それでは、協議事項資料の1の4の新旧対照表で説明をさせていただきます。

協議事項資料の1の4の1ページを御覧ください。

まず、平成28年度に学校教育分野・生涯学習分野における教育委員会の最上位に位置付けられる計画として、「第二次武蔵村山市教育振興基本計画」を策定するため、新たに追加し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしております。

初めに、学校教育でございます。

重点項目は、6項目にわたってございます。

人権教育・道徳教育の推進につきましては、特に変更等はございませんが、教育活動全体を通じて人権教育・道徳教育を推進してまいります。

次に、確かな学力の定着・体力の向上につきましては、「オリンピック・パラリンピック教育推進校」に修正してございます。

次に、国際理解教育の推進につきましては、特に変更等はございませんが、グローバル化が進む国際社会で生きる子供たちへの国際理解教育の推進に努めてまいります。

次に、特別支援教育の充実では、「第四次特別支援教育推進計画」に修正し、新たに始まる特別支援教育の指導の充実を追加し、文言等を整理してございます。

次に、小中一貫教育・小中連携教育の推進につきましては、小中一貫校大南学園が本開校することに伴い、文言等を整理しております。

次に、安全・安心な教育環境の整備につきましては、「武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル」のうちの表記に合わせ、文言等を整理してございます。

次に、ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

次に、生涯学習でございますが、こちらも重点項目として、6項目でございます。

まず、生涯学習の推進でございますが、平成28年3月に「第四次生涯学習推進計画」が策定されることから、文言等を整理してございます。

次に、家庭教育の支援につきましては、特に変更等はございませんが、引き続き家庭教育を支援してまいります。

次に、図書館運営の充実につきましては、「第三次子供読書活動推進計画」の策定を追加し、文言等を整理してございます。

次に、スポーツの推進につきましては、スポーツ少年団について文言等を整理してございます。

次に、文化財の調査、保護・活用につきましては、歴史民俗資料館分館の開館を追加し、文言等を整理してございます。

説明は以上でございます。

本日、御協議いただくとともに、本日の教育委員会の後に御意見、お気付きの点がございましたら、今月22日金曜日までに教育総務課に御連絡をお願いいたします。

本案につきましては、市内各小・中学校の校長に意見照会を行っており、今後、教育委員の皆様方の御意見等を踏まえ、事務局で必要な修正を加えまして、2月の教育委員会に議案として提出をさせていただく予定でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続いて、協議事項の2点目、第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画（案）についての説明を求めます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画（案）について、御説明をいたします。

別冊資料2を御覧ください。

初めに、本計画（案）の策定経過について御説明いたします。

48ページを御覧ください。

委員といたしまして、学識経験者、校長会、副校長会の代表、また特別支援学級設置校の教諭の代表、都立特別支援学校の教諭、本市の関係各課の職員により構成をされております武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会の委員の皆様でございます。

次の49ページにございますとおり、平成27年7月から12月まで3回にわたって教育委員会事務局（案）をもとに御協議をいただきました。また、学識経験者、医師、市内保育園・幼稚園長、市役所関係各課職員等を委員とする武蔵村山市特別支援教育連携協議会及び学識経験者、都立特別支援学校、特別支援学級の教諭等を委員とする武蔵村山市特別支援教育専門委員会においても、意見照会を行ってまいりました。これまでの協議や意見照会等、本日の教育委員会での協議を踏まえて、最終的に教育委員会事務局で必要な修正を加え、2月の教育委員会に議案として提出させていただく予定でございます。

それでは、計画（案）の概要について御説明をさせていただきます。

まず、表紙から2枚おめくりをいただき、目次を御覧ください。

大きく5章立ての構成となっており、第1章は計画の策定に当たって。第2章、武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方。第3章、武蔵村山市における特別支援教育の現状。第4章、武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策。第5章、計画の進行管理となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。

第1章の計画策定の趣旨でございますが、本市のこれまでの第三次特別支援教育推進計画が本年度をもって期間満了となることに伴い、同計画の取組状況を踏まえ、第四次計画を策定し、特別支援教育のより一層の推進を図ることとしております。

続きまして、2 計画の位置付けでございます。

本市の第四次長期総合計画及び教育振興基本計画を上位計画とし、その個別の計画として、本市の特別支援教育を推進するための方向性を示したものでございます。

5ページを御覧ください。

3 計画の期間でございますが、今後の推進状況を的確に捉え、次期計画に生かしていけるよう、従来より期間を2年間延長し、5か年の計画期間としております。

次に、4 国・東京都・武蔵村山市の取組経過でございますが、6ページから7ページに年度ごとに一覧でまとめております。

続きまして、8ページを御覧ください。

第2章、武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方の1 基本理念及び2 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画策定のための5つの指針につきましては、第三次計画までの理念等を継承することとし、おおむねこれまでと同様の内容となっております。

続きまして、10ページから21ページについて御説明をいたします。

第3章、武蔵村山市における特別支援教育の現状としまして、10ページから特別支援学級等の児童・生徒の状況について、13ページからは武蔵村山市における特別支援教育推進体制、20ページ、21ページには第三次計画の3年間の評価をまとめ、整理したものとなっております。

次に、22ページを御覧ください。

第4章、武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策については、22ページから28ページまでが、1 学校における特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画として、9つの施策と15の具体的な取組をまとめております。

また、29ページから33ページまでが、2 教育委員会における特別支援教育推進に向けた

具体的な行動計画として、7つの施策と14の具体的な取組をまとめております。

この施策と具体的な取組は、継続性の観点から第三次計画までの取組状況を踏まえ作成しておりますが、国・東京都の動向や、特別支援教育の充実の観点から、新規あるいは改善を加えて作成をしております。

また、第四次計画においても、前計画同様、各施策のうち重点的に取り組む施策として、6つの施策を設定しておりますので、特にこの重点施策について御説明をさせていただきます。

それでは、少しお戻りをいただきまして、23ページを御覧ください。

重点1 「就学支援シート」の活用についてでございます。

市内幼稚園・保育園から就学する小学校に引き継いでいく「就学支援シート」につきましては、平成24年度から本格実施をしており、今後も引き続き積極的に活用し、小学校入学以降の指導や支援に生かしてまいります。

続いて、24ページを御覧ください。

重点2 「学習生活支援シート」等の作成と活用についてでございます。

児童・生徒の実態に応じたきめ細かな指導を実現するために、また就学期から義務教育修了までを見通して、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して支援できるようにするために、従来の個別の教育支援計画に当たります「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を作成し、児童・生徒一人一人に応じた適切な指導と支援をしてまいります。

続いて、重点3 通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒に対する個別指導及び支援の充実についてでございます。

保護者の理解を十分に得ながら、通常の学級に在籍する個別の教育的支援の必要な児童・生徒に対して、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」を作成し、個別の指導や支援を推進し、小学校においては、これまでの情緒障害等通級指導学級に当たる「特別支援教室」を順次導入し、平成30年度までに全校に設置することとしております。

続いて、25ページを御覧ください。

重点4 交流及び共同学習の推進についてでございます。

特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習は、双方の児童・生徒に対して、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、多様性を尊重する心や豊かな人間性を育てる上で、大きな意義がございます。

本市においても、固定の特別支援学級設置校では、同学級に在籍する児童・生徒が、通常

の学級である交流学級での学習や行事等に参加するなど、日常の教育活動の様々な場面で、交流及び共同学習が行われてまいりましたが、今後も引き続き多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進してまいります。

続いて、少し飛んでいただきますが、32ページを御覧ください。

重点5 副籍制度の実施についてでございます。

特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置き、直接的あるいは間接的な交流を通じて、地元でのつながりを維持・継続するための制度でございます。

この副籍制度を活用し、都立特別支援学校に在籍している児童・生徒及び保護者に対して、地域との絆を育むことができるように引き続き支援をしてまいります。

続いて、33ページを御覧ください。

重点6 自閉症・情緒障害特別支援学級の整備についてでございます。

こちらは、新規の施策となりますが、第三次計画では実態を踏まえて自閉症・情緒障害学級の計画的な設置について研究するとなっており、昨年度から特別支援教育専門委員会で、小・中学校の設置について協議をいただき、設置に向けて進めていくべきとの御意見をいただいているところでありますので、今後様々な課題を整理しながら、計画的な整備に向けて進めていくこととしているものであります。

以上が重点施策となります。

次に、34ページを御覧ください。

第5章、計画の進行管理についてでございます。

本計画の実効性を高めるために、年度ごとにそれぞれの事業の推進状況について調査を行い、その結果を「特別支援教育連携協議会」に報告するとともに、必要に応じて意見を聴取し、点検と評価を行ってまいります。

説明につきましては以上となります。

御協議のほど、よろしく願いいたします。

なお、本日の協議内容を踏まえ、必要に応じて事務局で修正を加えた後、2月の教育委員会で改めて議案としてお諮りさせていただき予定でございますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより協議事項に対して、御意見、質疑等があればお受けいたします。

2つありましたが、双方とも大分量が多かったので順番にやっていきたいと思います。

まず、協議事項の1点目はいかがでしょうか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 よく、極めて緻密に基本方針に基づく主要施策・主要事業についてつくられているなという印象をもちました。

○持田教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 細かいことなのですが、P4の(19)のカメラの設置なのですが、28年度が2校、29年度が3校、30年度が4校となっているのですが、どこの小学校に順番につくのか、書いてあればいいのかななんて思ったのですが、どうでしょう。

○持田教育長 4ページ、基本方針、(19)の通学路に防犯カメラを設置する点について、もう少し詳しくお話しできますか。どちらになりますか。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 こちらは新規ということで、平成28年度から設置を行ってまいりたいということで載せてさせていただいてございまして、平成28年度は2校ということで挙げさせていただいてございますけれども、事務局といたしましての考えといたしましては、小学校は雷塚小学校、大南学園第七小学校と予定させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○持田教育長 3年間をかけて、全校に設置にするということで、まず平成28年度は予算計上もありますので、雷塚小学校と大南学園第七小学校に計画すると。

よろしいですか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、お気付きの点がございましたら、事務局の方まで、後ほどでも結構でございますので、御意見等をいただければと思います。

それでは、2点目の第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)については、いかがでしょうか。

島田委員。

○島田委員 第四次特別支援教育推進計画（案）を見せていただきまして、固定学級及び通級指導学級の児童・生徒数が増加傾向にあるということで、平成28年度から通級指導学級が特別支援教室となり、各学校に順次導入されることは、児童・生徒の安全面においても、保護者にとってもありがたいことだとすごく思いました。

ですが、自閉症や情緒障害の固定学級は、今、小学校2校で対応されているということで、11ページの特別支援学級配置図で設置状況を見ますと、東西のバランスが余りよいとは言えないので、御不便な思いをされている方も多かったのではないのでしょうか。平成32年度までに、数値目標として固定学級を2校から4校へ、新たに2校新設する目標を挙げていますが、配置バランスも考慮していただいて、検討していただけたらと思います。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 ただいま、島田委員は、御意見でしたけれども、それに関して何か事務局としてお話ありますか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 固定学級を設置する際の市内全体を見渡した配置場所のバランスについてでございますが、特別支援学級のその設置学級というのは、基本的に市全体にとっての学級でございますので、おっしゃるようにバランスについては考慮する必要があると考えております。また、設置の必要性について、また東京都教育委員会とも相談をしながら進めていく必要がございますので、そういった状況も含めて参考とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 はい。よろしく願いいたします。

○持田教育長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第6 その他

○持田教育長 日程第6、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 事務局からの報告等の発言があればお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 先ほど教育長報告の中で、平成27年度教育関係表彰者等一覧について御報告を申し上げましたが、その中で文部科学大臣優秀教職員表彰につきまして、4名の小学校の教諭が受賞する旨の御報告を申し上げました。その際に、東京都内では小学校の先生は何名なのかという御質問ございましたけれども、小学校では、15名の先生方が受賞されることでございます。

御報告が遅れ、申し訳ございませんでした。

よろしく願いいたします。

○持田教育長 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、東京都で15名中4人いただいているということで、それぞれの学校での活動が評価されたということで、大変ありがたいことだというふうに考えております。

以上でございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成28年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時38分閉会